

## 死亡届を出された後の各種手続き一覧

ご家族のご逝去を心からお悔やみ申し上げます。

ご家族が亡くなられた際の箕輪町役場での主なお手続きのご案内です。ご遺族の方には役場から通知を送付します。

なお、亡くなられた方の住所が箕輪町外の場合は、必要な手続きについて住所地の市区町村へお問い合わせください。

亡くなられた方	手続きの内容	持ち物	担当係
印鑑登録をしていた場合	印鑑登録証（住民基本台帳カード）の返還	印鑑登録証か住民基本台帳カードのいずれか	住民税務課 住民係
個人番号カード（通知カード）をお持ちの場合	返納の必要はありません。 ※亡くなった後も税や保険の手続きで個人番号が必要になりますので保管をお願いします。		住民税務課 住民係
国民健康保険に加入していた場合	・国民健康保険被保険者証等の返納 ・葬祭費の支給申請	・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・喪主の方の口座番号の分かるもの（通帳など）	健康推進課 国保医療係
後期高齢者医療制度に加入していた場合	・後期高齢者医療被保険者証等の返納 ・葬祭費の支給申請 ・医療給付・保険料還付の手続き	・後期高齢者医療被保険者証 ・印鑑 ・喪主、相続人の方の口座番号の分かるもの（通帳など）	健康推進課 国保医療係
国民年金等、各種公的年金に加入していた場合	死亡一時金、遺族基礎年金、寡婦年金を請求できる場合があります。	請求者により手続きが異なります。 役場からの通知をご確認ください。	住民税務課 住民係
国民年金を受け取っていた場合	未支給年金の請求	請求者により手続きが異なります。 役場からの通知をご確認ください。	住民税務課 住民係
介護保険に加入していた場合	・介護保険被保険者証の返納 ・介護保険負担割合証の返納 ・保険料の還付申請	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・印鑑 ・相続人の方の口座番号の分かるもの	福祉課 社会福祉係
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害福祉手帳を持っていた場合	各手帳の返納	各手帳	福祉課 障がい者福祉係
福祉医療費受給者だった場合	・福祉医療受給者証の返納 ・福祉医療費の振込先変更	・福祉医療費受給者証 ・印鑑 ・変更後の口座番号の分かるもの	福祉課 社会福祉係
上下水道の使用名義人だった場合	使用者の変更・閉栓等の手続き	・印鑑 ※口座振替希望される方は、通帳と銀行の届出印が必要になります。	水道課 水道管理係
町営住宅に入居していた場合	町営住宅入居者変更等の手続き	担当係へお問い合わせください。	建設課 建設管理係

住民係窓口で一括してお手続きをします

亡くなられた方	手続きの内容	持ち物	担当係
土地・家屋の所有者 だった場合	土地・家屋の相続手続き	死亡届提出後、担当係から通知があります。	住民税務課 資産税係
町税の納税義務者だった 場合	代表相続人の設定手続き等	・印鑑 ・通帳	住民税務課 住民税係
町税の口座振替の口座 名義人だった場合	新名義人の口座振替依頼書の提出	・印鑑 ・通帳	住民税務課 住民税係
バイク（125cc）以下・ 農耕者・ミニカー・小 型特殊自動車を所有し ていた場合	名義変更・廃車手続き	状況により必要書類が異なります。 担当係へお問い合わせください。	住民税務課 資産税係
犬を飼っていた場合	飼い主の変更手続き	なし	くらしの安全安心課 生活環境・交通係
農地・森林の所有者 だった場合	所有者の変更手続き	担当係へお問い合わせください。	産業振興課 農業委員会
住宅に誰も住む人がい なくなった場合	空き家バンク等のサービスをご利 用いただけます。	担当係へお問い合わせください。	みのわの魅力発信室

主な手続きについてご案内しております。

必要な手続きの詳細については各々異なりますので、担当係へ事前にお問い合わせください。